

転居届 に伴う諸手続き

令和7年10月時点



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	印鑑登録をしている方	* 手続きは不要です。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	マイナンバーカードをお持ちの方	* マイナンバーカードに新住所を記載しますので【マイナンバーカード】をお持ちください。 * マイナンバーカードに余白がない場合は、再交付になります。(交付手数料は無料) * カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。 * 暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。	
☐	電子証明書をお持ちの方 (マイナンバーカードに格納されています)	* 利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 * 署名用電子証明書は失効します。必要な方は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。申請には【英数字6～16桁の暗証番号】が必要です。 * 転居届と同時に電子証明書の交付を希望する場合は、同一世帯の方が代理で申請するときは、【委任状(暗証番号の記入及び封入・封緘処理されたもの)】が必要です。	
☐	住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方	* 顔写真つき住基カードは、新住所を記載しますので【住基カード】をお持ちください。 * 住基カードの記載欄に余白がない場合は、マイナンバーカードを申請してください。 * QRコードが印刷されている住基カードは、カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。 * 暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【住基カード・顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。	
☐	内子町国民健康保険に加入している方	* 新住所の資格情報のお知らせ(マイナ保険証をお持ちの方)または資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)を交付します。 * 旧住所の【資格確認書または資格情報のお知らせ】をお持ちの方はお返しく下さい(加入者全員分)。 * 世帯構成員に変更があった場合、保険税を再計算し、後日税務課より通知します。 * 最近、就職・退職による保険の変更があった場合は、変更手続きが必要です。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	内子町国民健康保険の各種認定証をお持ちの方	* 新住所の認定証を交付しますので、【各種認定証】をお持ちください。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	* 資格確認書の裏面へ新住所をご記入ください。負担割合や限度区分に変更のある方は後日資格確認書を郵送します。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	国民年金に加入している方	* 手続きは不要です。 * 納付書はそのままお使いください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	子ども医療費受給者証をお持ちの方	* 新住所の受給者証を交付しますので、全員の【受給者証】をお持ちください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方 (公務員を除く)	* 住所変更届をしてください。 * 受給者と子どもが別世帯の場合は、手続きが必要です。事前に係へお問い合わせください。	
☐	保育園・幼稚園等に入園している、または入園申込をしている子どもがいる方	* 住所変更手続きをしてください。	
☐	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	* 新住所の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。	
☐	児童扶養手当を受給している方	* 【児童扶養手当証書】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	* 新住所の被保険者証は、後日郵送します。 * 旧住所の被保険者証は、新しい被保険者証が届いてからお返しください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方	* 【各手帳】をお持ちになり、住所変更届をしてください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	* 新住所の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。	
☐	特別児童扶養手当を受給している方	* 住所変更手続きをしてください。	
☐	犬を飼っている方	* 犬の所在地や飼い主に変更があった場合は、登録事項変更届をしてください。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
☐	防災行政無線（個別受信機）をお持ちの方	* 設定変更が必要ですので、【受信機】を係へお持ちください。	総務課危機管理班 消防防災係 ☎0893-44-6150

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	水道・下水道を使用している方	* 旧住所地の閉栓、または名義変更の手続きをしてください。 * 新住所地の開栓、または名義変更の手続きをしてください。（開栓手数料 1,980 円） * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
☐	現在と異なる自治センター管内へ転居する方	* ごみ収集日程表を配布します。 * 生ごみ収集地区へ転居する方には、生ごみバケツを配布します。	環境政策室 ☎0893-44-6159
☐	町営住宅にお住まいの方、新たに同居する方	* 入居者全員が退去する場合は、転居日の5日前までに退去届をしてください。 * 新たに同居する方は、同居承認申請をしてください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
☐	小・中学校に子どもが通学している方	* 同一校区内の転居の場合は、学校へ新住所を連絡してください。 * 校区をまたがる転居の場合は、在学している学校で【在学証明書】を受け取り、新しい学校で転校手続きをしてください。 * 校区外通学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 （内子分庁） ☎0893-44-2124
☐	自治会（行政区）加入について	* 「転入・転居のみなさまへ（裏面：自治会制度）」をお読みください。 * 自治会長及び区の代表者（区長）に、転居したことを連絡してください。 * 町からの情報や「広報うちこ」等のお知らせは、自治会（行政区）から配布いたします。	教育委員会 自治・学習課 （内子分庁） ☎0893-44-2114